

新潟市船見下水処理場における実証実験に関する協定書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、乙による船見下水処理場（以下「本処理場」という。）における実証実験（以下「本実証」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本実証は、乙が保有する△△（以下「▲▲」という。）技術について、本処理場における低水温条件下での適正な下水処理性能を確認するとともに、甲が検討している本処理場再構築における省スペース化への有効性を検証することを目的とする。

（実証の内容）

第2条 乙は、本実証において前条の目的を達成するため、本処理場に、▲▲による下水処理の実証に必要な設備（以下「本設備」という。）を設置したうえ、本設備を用いた処理により、次に掲げる事項の確認及び評価を行うものとし、甲は、乙が本処理場において本実証を行うことを承諾する。

- （1）▲▲の処理性能
- （2）運転条件と処理性能の関係
- （3）維持管理方法（ユーティリティ消費量の検証等）
- （4）その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、本協定の締結後速やかに、本実証の詳細について定めた計画書（以下「計画書」という。）を甲と協議の上で作成して甲に提出するものとする。甲は、本処理場における下水処理に支障を来すおそれがある場合その他特段の事情がある場合は、乙に対し、提出を受けた計画書の変更について協議を求めることができる。

3 乙は、本実証の進捗に応じて必要がある場合は、甲と協議のうえ、計画書の内容を変更することができ、甲は、本処理場における下水処理に支障を来すおそれがある場合その他特段の事情がある場合は、乙に対し、当該変更について協議を求めることができる。

4 本実証の内容は、本協定のほか、計画書に定めるところによる。

（実証期間）

第3条 本実証の実施期間は、本協定締結の日から令和10年□□月□□日までとし、詳細な工程は計画書に定める。

2 前項の期間には、本装置の設計、設置及び撤去に要する期間を含むものとする。

- 3 本実証の進捗状況その他やむを得ない理由により必要がある場合は、甲乙協議の上、第1項に定める実施期間を変更することができる。

(役割分担)

第4条 乙は、本実証の実施主体として、甲が次項に基づいて分担する業務を除き、本実証に必要な作業（本装置の設計、製作、設置工事、運転、管理及び撤去を含むがこれらに限られない。）を自己の責任をもって行うものとする。

- 2 甲は、本実証について、以下のとおり必要な支援を行うものとし、その具体的な範囲、対象、頻度等は計画書に定めるものとする。

(1) 実証フィールド（本処理場内のスペース及び本処理場の敷地のうち、本装置の設置箇所その他本実証を行うのに必要な部分）を無償で提供するものとし、乙が同フィールドを使用するに当たって必要な手続等がある場合は、本協定の締結後速やかに当該手続等を実施する。

(2) 計画書に従って本設備の巡回点検を行うほか、当該巡視点検又は本処理場の運営に際して本設備の異常、故障、不具合等又は本設備に起因する事故等を発見した場合は、直ちに乙に連絡する。ただし、これにより甲が管理・監視義務を負うものではなく、異常を発見できなかったことによる損害について甲は一切責任を負わない。

(3) 本実証に必要なユーティリティのうち、計画書に定めるものを無償で提供する。

(4) 本処理場における下水処理工程において、計画書に従って水質分析を行い、その結果を乙に報告する。

(5) 本実証の実施に際して必要な関係部署との調整等を行う。

(費用負担)

第5条 甲及び乙は、それぞれ前条に定める作業又は支援を、自己の費用をもって行うものとする。ただし、甲乙間で別段の合意がある場合はこの限りでない。

(乙の作業の実施)

第6条 乙は、第4条第1項に定める乙の作業について、必要に応じて、乙が甲に通知する第三者（乙が計画書に定める第三者を含む。）をして行わせることができ、甲は、本実証の実施に必要な範囲において、かかる第三者の従業員が本処理場及びその敷地内に立ち入ることをあらかじめ承諾する。

(知的財産権)

第7条 本実証の実施により新たに生じた発明、考案等に係る知的財産権は、乙に帰属する。

(安全管理)

第8条 乙は、本実証の実施にあたり、関係法令を遵守し、安全管理に万全を期すものとする。

(施設利用上の遵守事項)

第9条 乙は、本実証の実施に際し、本処理場その他甲が管理する施設に立ち入るに当たっては、出入り、作業時間その他当該施設の利用に関する事項について、甲の指示を遵守するとともに、第6条に定める第三者をして遵守させなければならない。

(臨機の措置)

第10条 乙は、本実証の実施にあたり、災害防止その他緊急の必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 本実証の実施に起因して第三者に損害を与えた場合は、乙がその責任と負担においてこれを解決するものとする。ただし、本処理場その他甲が管理する施設、設備の瑕疵又は甲の指示に起因する場合その他甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責任と負担においてこれを解決するものとする。

(不可抗力)

第12条 天災その他甲乙いずれの責にも帰することができない事由により生じた損害については、甲及び乙は相手方に対してその補償を請求することができない。

(原状回復)

第13条 乙は、本実証終了後、自己の責任と負担において本設備を撤去し、本設備の設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

(進捗報告)

第14条 乙は、甲から求めがあった場合は、本実証の進捗状況について報告を行うものとする。

(完了報告)

第15条 乙は、本実証が終了したときは速やかに報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(秘密情報の取扱い)

第16条 乙は、本実証に関連して知得した以下の情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、地方共同法人日本下水道事業団に開示する場合に限り、事前の承諾を電子メールで行うことができる。

- (1) 本処理場に流入する原水に関する、水質、流入量等に関する情報
- (2) 本処理場において行われている下水処理の各工程における、処理量、処理水水質等に関する情報
- (3) 本処理場の図面に関する情報
- (4) 本処理場の再構築の検討状況に関する情報

2 甲は、次の各号に定める情報を秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、地方共同法人日本下水道事業団に開示する場合に限り、事前の承諾を電子メールで行うことができる。

- (1) 本実証の実施主体が乙である事実、本実証の内容、経過及び成果（前2条に基づいて乙が行う報告の内容を含むがこれに限られず、本実証の実施に伴って得られた発明、考案、ノウハウ、乙による分析、検討の結果等、一切の成果をいう。）

3 前2項の規定は、次の各号に定める情報については適用しない。

- (1) 知得する以前に既に公知であったもの
- (2) 知得した後、自己の責によらない事由によって公知となったもの
- (3) 知得する以前に既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したものの
- (5) 相手方の秘密情報によることなく独自に創出したことを証明できるもの

4 乙は、第1項各号に定める情報について、本実証の目的のために利用するほか、同項の義務を遵守したうえ、自らの技術、製品の開発又は改良及び営業活動等、乙の事業の目的で利用できるものとする。

5 甲は、第2項各号に定める情報について、本実証の実施又は本処理場の再構築の検討及び実施並びにその他甲の下水道事業における行政目的の範囲でのみ利用できるものとする。

- 6 乙が、第1項各号に定める情報について、本処理場で得られたデータであることが特定できない形に加工、編集を行った場合、当該加工、編集後の情報については第1項の規定を適用しない。ただし、乙は、当該加工、編集後の情報について第三者への開示、公表を行う場合はあらかじめ甲にその旨通知するものとし、甲は、当該情報が本処理場で得られたデータであることが特定されるおそれがある場合は、乙に対して再度の加工、編集を求めることができる。
- 7 第1項の規定にかかわらず、乙は、本実証に必要な範囲において、同項各号に定める情報を、本協定に定める乙の義務と同等の秘密保持義務を課した上、第6条に定める第三者に開示することができる。この場合、乙は、当該開示先による義務違反について一切の責任を負う。

(公表)

- 第17条 甲は、本処理場の再構築の検討又は実施のため、前条第2項各号に定める情報の公表が必要な場合、乙に対し、当該公表について協議を求めることができる。
- 2 甲が前項に基づく要請を行った場合、甲及び乙は公表の有無、内容、時期について協議するものとし、甲は、当該協議の結果乙の承諾を得られた場合は、当該承諾に従って公表を行うことができる。

(実証の中止)

- 第18条 甲は、安全性の確保又は施設運営上の支障等があると認めた場合は、乙と協議の上、本実証を中止することができる。
- 2 乙は、必要がある場合は、甲と協議の上、本実証を中止することができる。
- 3 前2項に基づく本実証の中止に伴い、相手方に生じた費用又は損害については、本実証を中止した当事者は責任を負わない。

(解除)

- 第19条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず改善されない場合は、本協定を解除することができる。

(成果の取扱いに関する留意)

- 第20条 本実証の実施をもって、甲が乙の技術の採用又は導入を約束するものではなく、甲の発注建設工事、業務委託の請負等で有利に取り扱うものではない。

(有効期間)

第21条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年□□月□□日までとする。ただし、本実証の実施期間が変更された場合は、本協定の有効期間もこれに応じて変更されるものとし、当該変更に係る変更協定を締結するものとする。

2 本協定の有効期間満了後といえども、第16条、第17条については、甲が本処理場の再構築事業を実施する民間事業者を選定し、当該事業者と当該再構築にかかる契約を締結する日まで（ただし、本協定の有効期間満了後10年以内にかかる契約が締結されない場合は本協定の有効期間満了後10年間が経過する日まで）、第7条、前条、第23条及び第24条の規定はなお効力を有するものとする。

（暴力団員等の排除に関する措置）

第22条 甲及び乙は、自己又は自己の役員、責任者、実質的に運営権、経営権を有する者が以下のいずれにも該当しないことを保証する。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること

（2）暴力団等が運営、経営に実質的に関与していること

（3）暴力団を利用していること

（4）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

（5）前各号に定めるほか、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反したこと又は本協定が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本協定を解除することができる。

3 前項の規定は、前項に基づいて本協定を解除した当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（裁判管轄）

第23条 本協定に関する甲乙間の紛争については、被告となるべき当事者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第24条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和9年 月 日

乙 住 所
社 名
代表者名 印